

平成 26 年 10 月 6 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

公益社団法人日本小児科学会
会長 五十嵐 隆

ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンの積極的接種勧奨再開の要望

平成 26 年 2 月 26 日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会第 8 回副反応検討部会で、それまでの HPV ワクチンに関する議論の概要がまとめられています。

- 1) 接種後に認められた症状、診療録や検査結果などを詳細に検討し、既知の診断名がついた症例以外の患者さんについては、発症時期・症状・経過等に統一性がなく、単一の疾患が起きているとは考えにくいこと
 - 2) 病態に関して、4 つの仮説を立てて検討した結果、器質的な疾患は否定的で、機能性身体症状によるものが多いという結果が導きだされたこと
 - 3) 患者さんの訴えに対して傾聴を基本とし、出現した症状の原因究明に固執せず、症状改善のためにその時点で何ができるかを患者さんと一緒に考えることが重要であること
 - 4) 症状があっても、学校生活への復帰を提案する等、患者さんが少しずつ普段通りの生活に戻れるよう工夫すること
- など、いずれも極めて重要な点が指摘されており、日本小児科学会はこれを支持します。

その後、平成 26 年 5 月 19 日開催の第 9 回でも検討が加えられ、平成 26 年 7 月 4 日開催の第 10 回の副反応検討部会では、機能性身体症状についての丁寧な説明が加えられ、現在、接種をしている者に対する情報提供として、以下の項目が提示されています。

- ① 子どもたちが安心して接種を受けられるよう、かかりつけ医等なじみのある医療環境での接種が望ましい。
- ② HPV ワクチンを接種する目的、その年齢で接種する理由及び接種部位に強い痛みが生じることがあることについて、接種前に十分な説明を行う。
- ③ 過去の接種時の強い痛みや不安などの経験を確認できるよう、予診票を見直す。
- ④ 接種後の強い痛み等により生活の質が低下するような事態が生じた場合には、それ以降の接種の中止や延期を検討する。

- ⑤ 外傷等を契機として原因不明の疼痛が続いたことがある者、以前にワクチンを接種した際に激しい疼痛や四肢のしびれが生じたことがある者については、問診等を十分に行う。
- ⑥ 接種後 30 分程度は座らせるなどして、失神により転倒をしないよう注意する。
- ⑦ HPV ワクチン接種後に広範な疼痛又は運動障害が起こった際は、
 - (1) 予防接種法に基づく副反応報告を行う
 - (2) それ以降の HPV ワクチンの接種の中止や延期を行う
 - (3) 神経学的・免疫学的な鑑別診断及び適切な治療が可能な医療機関（慢性の痛みの研究班など）を受診させる等の対応を行う

上記のような注意事項が被接種者に対しても情報提供するとされたことに関しても支持いたします。

また、2 製剤における副反応報告の頻度が検討され、HPV ワクチン接種後の副反応報告全体の頻度・重篤な副反応の報告頻度・広範な疼痛又は運動障害を来している症例の頻度について、2 製剤間で統計学的に有意差がないとまとめられたことについても、原因を解明するにあたって重要な見解と考えます。

さらに、HPV ワクチンの接種後に広範な慢性の疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状（記憶障害などを含む）が認められた患者について、厚生労働省により以下の 3 つの新たな対策が講じられようとしています。

1. 身近な医療機関で適切な治療を受けられるよう、協力医療機関を各県に少なくとも 1 つ整備する。
2. 医療機関を受診される場合、副反応報告が確実に行われるよう医療機関に要請する。
3. 副反応報告がなされた場合、これまでに報告された患者も含めて、症状のその後の状況等の追跡調査を強化する。

日本小児科学会は、日本の将来の子宮頸がん発症のリスクを減らすために、1 年間にわたる議論の中からまとめられた上記の提言や注意点に十分配慮しながら、被接種者が安心して接種できる医療体制を構築したうえで、HPV ワクチンの積極的接種勧奨を再開することを要望いたします。